

府中市奨学金等返済サポート助成金申込みのしおり

府中市

高校、大学等に在学中に貸付けを受けた奨学金等の返済が、若者への大きな負担となっていることから、貸付型奨学金等の返済を行っている若者を対象として、奨学金等に係る返済額に相当する額の一部を、予算の範囲内で助成します。

1 申請要件

本助成金を申請できる方は、次の「すべて」の要件を備えている必要があります。

- (1) 申請者本人が、申請を行う年度の前年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)において、高校、大学等の在学中に本人名義で借りた奨学金等を返済していること。

対象となる奨学金等の例

- ・独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)が貸与した第一種奨学金、第二種奨学金
- ・公益財団法人東京都私学財団が貸与した育英資金
- ・東京都社会福祉協議会が貸与した生活福祉資金の教育支援資金
- ・府中市貸付奨学資金
- ・○○大学貸与型奨学金

海外留学のための奨学金は対象外です。

- (2) 令和7年4月1日現在で30歳未満であること。
- (3) 令和4年4月1日以前から継続して府中市民であること。
- (4) 就業していること又は自営業を営んでいること。
- (5) 令和7年度の市民税が課税されていること(均等割のみが課税されている場合を除きます。)
- (6) 市税等の滞納がないこと(市都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税、府中市奨学資金償還金で、府中市に納めるもの)。
- (7) 他の制度による奨学金等の返済に係る助成等を受けていないこと。
- (8) 市が申請者の住民基本台帳の閲覧、市税等の課税・納付状況の確認、市奨学金台帳の確認をすることに同意すること。

2 助成額 年額上限10万円

前年度に返済した金額を上回っての助成はできません。

同一年度において1人につき1回限り申請ができ、最大3回まで助成を受けられます。その都度申請が必要です。

3 申請期間 令和7年8月1日(金)から9月5日(金)まで

4 申請手続

次の(1)から(5)までの書類を教育部教育総務課学校庶務係に提出してください。(オンラインによる受付も可能ですが、確認のために来庁していただくこともあります。)提出書類が不足する場合は受付できません。また、提出された書類はお返しいたしません。

オンラインの場合

→令和7年9月5日(金)23時59分受付分まで有効
<https://logoform.jp/form/6ibw/1108797>



来庁の場合

→令和7年8月1日(金)から9月5日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時半から午後5時までの間に市役所おもや3階教育部教育総務課窓口に来庁してください。

【提出書類】

(1) 府中市奨学金等返済サポート助成金交付申請書

オンライン申請の場合は、入力必須項目に入力することで提出を省略できます。
申請書の提出により、市が住民基本台帳の閲覧、市税等の課税・納付状況の確認、市奨学金台帳の確認をすることに同意したことになり、上記1「申請要件」の(2)、(3)、(5)、(6)の証明書類の提出を省略できます。

(2) 本人確認書類の写し

1点でいいもの(いずれも写し)	2点必要なもの(いずれも写し)
・個人番号カード(表面のみ) ・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・写真付きの住民基本台帳カード ・その他官公署発行の顔写真付の本人確認書類等	・健康保険証、資格確認書 ・各種年金証書 ・印鑑登録証明書 ・障害福祉サービス受給者証 ・基礎年金番号通知書 ・社員証 ・キャッシュカード(銀行、信用金庫、信用組合など金融機関が発行したもの) ・クレジットカード(一般社団法人日本クレジットカード協会に加盟する法人が発行したもの)等

<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/tetuduki/sekyu/koseki.html>

→府中市ホームページの「住民異動届出・住民票関係証明の請求において本人確認ができる書類」をご参照ください

(3) 本人名義の奨学金等を返済していることが確認できる書類

申請者本人名義で借りた奨学金等を、毎月いくら返済しているかが確認できるもの
「奨学金返還証明書」「償還開始通知書」等

(4) 前年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)中に返済した奨学金等の額が確認できる書類

「返済用口座の通帳の該当部分の写し + 口座名義がわかる部分の写し」

又は

「領収書の写し」

返済用口座は申請者本人の名義に限ります。

領収書を紛失した等で、返済が確認できない月がある場合は、その月の分は返済し
たと認められません。

(5) 就業していること又は自営業を営んでいることが確認できる書類

会社員、公務員等...市が定める「在勤証明書」

申請日の1か月前以降に作成されたもの

個人事業主...市が定める「届出書」 + 又は

令和6年分所得税の確定申告書(控用)第1表と第2表の写し

(電子申告の場合は受付日時と受付番号が印字されているもの。電子申告以外
の場合は税務署への提出日がわかるものを添付)

「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し

5 交付決定の時期と通知、交付方法

助成金交付者は、要件を満たす方の中で、令和7年4月1日現在において、年齢が29歳の方を最優先に、次いで前年の総所得金額に対して返済した奨学金額の占める割合が高い方等の順に、予算の範囲内で決定します。結果は、10月中旬までに申請者全員に通知します。

交付決定の通知を受けた方は、指定期日までに「請求書兼支払金口座振替依頼書」を教育部教育総務課に提出してください。提出後、交付決定額を申請者本人名義の指定の口座に振り込みます。

(問い合わせ先)府中市教育委員会教育部教育総務課学校庶務係

電話042 - 335 - 4428

< Q & A >

Q: 本人が大学等に行くために、保護者が貸付けを受けた場合は助成対象になりますか。

A: 対象になりません。本人名義で貸付けを受けている場合のみ対象です。

Q: 奨学金等を返済している口座が保護者名義の場合は助成対象になりますか。

A: 対象になりません。本人が返済していることが提出書類により確認できる場合に限ります。

Q: 勤務先が複数ある場合、在勤証明書の提出は1か所で良いですか。

A: すべての勤務先の在勤証明書を提出してください。

Q: 最近転職しました。いつの勤務の証明書を提出すれば良いですか。

A: 申請時点で勤務している勤務先の証明書を提出してください。なお、申請時点で就業していない場合は対象となりません。

Q: 市民税の所得割が課税されているかがわかりません。

A: 以下の府中市からの通知が届いていて、所得割額欄に金額が記載されている場合が対象となります。

会社員等の方(市民税を給与天引きにより納税されている方)

5月から6月頃に会社等から渡された「令和7年度給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書」の「税額」→「市民税」→「所得割額」の欄をご確認ください。

自営業等の方(口座振替や納付書で納税されている方)

6月頃に市から送付された「令和7年度市民税・都民税税額決定・納税通知書」の「7 税額明細」→「所得割額」の欄をご確認ください。

Q: 自分が貸付けを受けているものが、対象の奨学金かわかりません。

A: 1ページに記載の奨学金等が主な対象となります。それ以外の奨学金等で、対象となるか不明の場合は、事前にお問い合わせください。問い合わせの際には、借入先と奨学金等の正式名称をお伝えください。